

保護者並びに関係各位

那須町教育委員会教育長

### 6月1日からの学校再開について（お知らせ）

日頃より、本町の教育活動に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月から長期にわたる臨時休業としておりましたが、5月14日（木）に栃木県の緊急事態宣言が解除され、全国的な感染の減少も見られることから、那須地区三市町の申し合わせにより、6月1日（月）から学校を再開することといたします。

学校の再開にあたりましては、感染防止のために以下の点を御確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する状況は、まだまだ予断を許さない状況であることから、対応に変更が生じる場合は、速やかに連絡いたします。

### 記

#### 1 保護者の皆様にお願ひすること

- (1) 毎朝の健康観察をお願いします。
  - ア 学校より配布する「健康チェックカード」を利用して毎朝の検温を行ってください。
  - イ 発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅で休養させてください。（この場合は、病欠欠席ではなく出席停止扱いとなります。）
- (2) こまめな手洗い、咳エチケットを励行してください。（学校でも指導いたしますが、家庭での啓発もお願いします。）
- (3) マスク着用を徹底してください。
- (4) 学校ではこまめに換気しますので、気温の寒暖に対応できるよう服装を工夫してください。
- (5) 感染への不安から登校を控えたい場合は、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。学校の授業と同等の学習状況が確認できれば、出席として扱うことも可能です。学習の進め方や実施報告等の方法について学校に相談してください。
- (6) 児童生徒と同居する家族が濃厚接触者となった場合は、登校を控えていただき、その旨を学校に連絡してください。この場合は、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。学校では個人情報の取扱いに十分配慮いたします。
- (7) 感染への不安からスクールバスの利用を控えたい場合は、保護者の送迎をお願いします。

#### 2 学校の対応について

- (1) スクールバスの運行について
  - ア 走行中は安全に配慮し、窓を開放して密閉を避けます。
  - イ 運転前後に十分な消毒を行います。（スクールバス運転手）

(2) 健康観察の徹底について

- ア 「健康チェックカード」を回収して児童生徒の健康状態を確認します。
- イ 家庭での検温を忘れた児童生徒は学校で検温します。
- ウ 発熱や風邪の症状がある場合は、自宅で休養していただきます。

(3) 室内での過ごさせ方について

- ア 密閉、密集、密接が重なる場を避けるよう配慮します。特に、30分おきに5分間の換気を実施し、エアコン稼働時も1時間に5～10分の換気をします。また、扇風機を常時運転し、室内の空気を循環させます。
- イ マスクの着用を徹底し、咳エチケットを励行します。
- ウ こまめな手洗いを徹底します。また、教室に消毒液を置き、使用させます。
- エ 多くの児童生徒が触れる場所や共用するものは、1日に1回以上、消毒液を使って消毒します。
- オ 給食時は、対面での会食は行わず、食事中も机上にハンカチを置かせて咳エチケットを徹底します。

(4) 心のケアについて

- ア 学級担任、学年担当職員、養護教諭など、複数の職員で児童生徒の状況把握に努めます。
- イ 適宜スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、作業療法士等と連携して対応します。

(5) 部活動、スポーツ少年団活動について

学校再開後、当面の間（6月中）は以下のように対応します。

- ア 平日1時間程度の活動とし、基礎体力作りや基本技能の向上を図る内容とします。
- イ 休業日の活動は行いません。
- ウ 対外試合については、全ての種目において行いません。
- エ 身体接触をしないよう配慮し、運動部以外の部活動等についても少人数で分散した活動とします。

### 3 長期休業の短縮について

臨時休業により実施できなかった授業を補うために、以下のとおり長期休業を縮小し、登校日として授業を行います。

- (1) 夏季休業期間 8月 8日（土）～ 8月16日（日）（9日間）
- (2) 秋季休業期間 10月10日（土）～10月13日（火）（4日間）
- (3) 冬季休業期間 今後の状況を見て判断します。

那須町教育委員会  
学校教育課  
72-6922